

議題 新規テーマの提案
項目 <実務対応レベル>

提案者：監査人

(テーマ)

指定国際会計基準を任意適用している会社において、親会社の子会社を吸収合併する際に子会社から受け入れる資産及び負債の適正な帳簿価額の考え方

(提案理由)

指定国際会計基準 (IFRS) の任意適用はその会社数が徐々に増加し、各種施策により今後も着実に増加していくことが想定される。このとき、親会社の子会社を吸収合併する際に、親会社の個別財務諸表上、子会社から受け入れる資産及び負債の適正な帳簿価額の考え方として、個別財務諸表と連結財務諸表の会計基準が異なる場合の考え方が必ずしも明確化されていない。また、基準の作成当初には想定されていなかった状況であるとも考えられるため、実務上の取扱いを明確化する必要があると考えられる。

(具体的内容)

企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第 207 項では、親会社の子会社を吸収合併する場合に、親会社の個別財務諸表上において子会社の適正な帳簿価額により資産及び負債を受け入れる際 (同第 206 項参照)、当該子会社の資産及び負債が親会社の作成する連結財務諸表上において修正されているときには、親会社の個別財務諸表上も、連結財務諸表上の金額である修正後の帳簿価額 (のれんを含む。) により計上することとされる (企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」(注 9))。

このとき、親会社が指定国際会計基準 (IFRS) を任意適用している場合、IFRS における連結上の帳簿価額を個別財務諸表上も「適正な帳簿価額」として引き継ぐことができるのか、又は日本基準での合理的な帳簿価額を算定する必要があるかどうか論点となる。

事務局対応案

1. 本論点については、従来も、米国会計基準適用会社で論点となり得た項目であるが、今後、IFRS の任意適用の増加とともに、関係する企業が増加すると考えられる。実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼してはどうか。

以 上